京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
発行所　京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所　中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示

○救急病院である旨の告示　（医療課）　ページ 707

監査委員

○令和７年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置　〃

正誤

○令和８年９月25日付け京都府公報第752号中　708

監査委員

８年監査公表第９号

令和７年度に執行した監査の結果（令和８年２月26日監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年10月13日

京都府監査委員　能勢　昌博
同　藤山　裕紀子
同　森　敏行
同　岡本　吉弘

定期監査

監査の結果

【部局別】

(1)　文化生活部

府立体育館

（指摘）

適切な見積書を徴取せず、予定価格を超える金額で契約したもの

（措置の内容）

監査終了後、直ちに経理事務に携わる職員に指摘事項の説明を行い、見積書を徴取する際は、契約の目的となる事項を明確にすることや必要な条件を整えた見積書を相手側に依頼するよう、周知徹底を図った。

今後は事務処理を行う際に、館内の経理担当職員複数人によるチェック体制を徹底し、再発防止に努めることとした。

(2)　健康福祉部

薬務課

（指摘）

保険料の支払の遅れにより委嘱日からボランティア保険の補償開始日まで３箇月以上経過したもの

（措置の内容）

監査終了後、直ちに課内に指摘事項を周知し、再発防止及び適切な事務処理の重要性について、課内で共通理解を図った。

また、請求書の未到着・未処理がないか確認するため、進捗管理表を作成し、月次点検時に複数人による確認を行うことにより、組織的な点検体制を強化し、再発防止を図ることとした。